

山里平和保育園運営規程

(保育園の名称等)

第1条 社会福祉法人長崎ボランティア協会が設置する保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 山里平和保育園
- (2) 所在地 長崎県長崎市平和町3番15号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 社会福祉法人長崎ボランティア協会が運営する、山里平和保育園（以下、本園という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、入所児童が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的として保育事業を行う。

- 2 本園は、「長崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する基準を定める条例(平成24年12月20日長崎市条例第44条)」その他関係法令を遵守し、事業を行う。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 保育の実施に当たり、配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、入所児童の状況等により、年度途中の職員数は変動することがある。

- 1 経営管理者 1名

保育園の運営管理全般と職員の指揮監督を行う。

- 2 園 長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- 3 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

- 4 事 務 長 1名

保育園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務を行う。

- 5 保 育 士 13名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- 6 看 護 師 1名

看護師は、園児の心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。また、健康診断及び検便についても管理を行い、保健衛生管理を行う。

- 7 管理栄養士又は栄養士 1名（常勤専従）

園児の発育・発達段階に応じた計画的な食事提供や食育計画を作成し、調理員とともに食事提供全般の業務を行う。

- 8 調 理 員 2名以上

食材の衛生管理や調理器具の保守点検を徹底して行い、栄養士とともに園児に適した食事計画に基づいて、安全・安心な食事及びおやつを提供する。

- 9 嘱託医

園児の健康診断や職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導を行う。

(保育内容)

第4条 保育内容は、児童福祉施設最低基準第35条に定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 給食
- (2) その他必要な保育

(利用定員)

第5条 利用定員は、子ども子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前こどもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 保育を必要とする3歳以上児(2号認定子ども) 59名
- (2) 保育を必要とする3歳未満児(3号認定子ども) 51名
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 15名

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日、また災害・伝染病の発生等でやむを得ない場合を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で延長保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 支給認定保護者は、支給認定を受けた市町村に対し、決定された保育料を支払うものとする。

- 2 本園は、第2項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関すること)

第9条 本園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了)

第10条 以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

- 第 11 条 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに緊急連絡先及び医療機関へ連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、直ちに委託を受けた市町村、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生したときは、損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第 12 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理責任者又は火気・消防等についての責任者を定め、すくなくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第 13 条 利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(健康管理)

- 第 14 条 園児に対し入園時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断を実施し記録等の整備を行い、適正に管理するものとする。
- 2 職員の健康診断は年 1 回以上、調理員等給食関係者及び調乳を行う保育士は、検便は毎月実施するものとする。

(保護者との連絡)

- 第 15 条 園児の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

- 第 16 条 常に地域との交流に努め、保育園に対する理解と協力を得ることにより、園児が社会の一員として健全に育成されるように務めるものとする。

(文書の管理及び保管期間)

- 第 17 条 本園は、施設・職員・設備・会計等に関する諸記録の整備を適正に行い、文書の保存期間は、別表「文書の保存に関する一覧表」のとおりとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 18 条 この規定に定めるもののほか、保育園の管理に必要な事項は、経営管理者がその都度定めるものとする。

付則 この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

2号認定子どもに係る主食費	月額	1,000 円	
2号認定子どもにかかる副食費	月額	5,000 円	
3号認定子どもにかかるおむつ処理	月額	300 円	(半年分ずつ徴収)
日本スポーツ振興センター災害給付金	年額	240 円	
連絡帳	1冊	270 円	
カラー帽子		1,300 円	
自由画帳・マーカー		1,280 円	
行事等に係る交通費等		実費負担	
その他必要な物品購入費用		実費負担	

2 時間外保育に係る利用者負担金

標準時間	18 時～19 時		300 円(夕間食を含む)
短時間	7 時～ 8 時		
	16 時～18 時	1 時間毎	150 円